



資料編

- 1 ふじみ野市総合振興計画審議会条例
- 2 ふじみ野市総合振興計画審議会委員名簿
- 3 ふじみ野市総合振興計画についての諮問及び答申
- 4 ふじみ野市総合振興計画策定委員会及び検討委員会設置要綱
- 5 市民意識調査結果概要
- 6 市民懇談会・分野別懇談会の開催結果
- 7 総合振興計画（基本構想・前期基本計画）策定までの流れ

1 ふじみ野市総合振興計画審議会条例

平成 18 年 3 月 30 日
条例第 7 号

(設置)
第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、ふじみ野市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)
第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、ふじみ野市総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)
第 3 条 審議会は、委員 17 人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 市の教育委員会の委員
(2) 市の農業委員会の委員
(3) 公共的団体等の代表
(4) 知識経験を有する者
(5) 市民の代表者
3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申の終了までとする。

(会長及び副会長)
第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)
第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)
第 6 条 審議会の庶務は、総合政策室において処理する。

(その他)
第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則
この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 ふじみ野市総合振興計画審議会委員名簿

(平成 19 年 6 月 14 日現在)

	氏 名	委員区分	備 考
1	西山 安吉	1 号委員 (市の教育委員会の委員)	ふじみ野市教育委員会委員長
2	塩野 敏和	2 号委員 (市の農業委員会の委員)	ふじみ野市農業委員会会長
3	大熊 康晴	3 号委員 (公共的団体等の代表)	ふじみ野市医師会会長
4	塩原 ミヨ		(社)上福岡市社会福祉協議会会長
5	山崎 政一		(社)大井町社会福祉協議会会長
6	山口 良雄		ふじみ野市体育協会顧問
7	細谷 健一		上福岡商工会会長
8	隈川 毅		大井商工会会長
9	川田 忠孝		ふじみ野市町会・自治会連合会会長
10	青柿 克夫		武蔵野町会会長
11	木村 久恵		ふじみ野市老人クラブ連合会会長
12	石井ナナエ		ふじみの国際交流センター理事長
13	佐竹 昭臣	4 号委員 (知識経験を有する者)	文京学院大学副学長
14	森 玉江	5 号委員 (市民の代表者)	
15	三上 政子		
16	飯白 源二		
17	関根 宗吉		

3 ふじみ野市総合振興計画についての諮問及び答申

ふ 総 政 第 3 5 0 号
平成 18 年 12 月 20 日

ふじみ野市総合振興計画審議会
会 長 佐 竹 昭 臣 様

ふじみ野市長 島 田 行 雄

ふじみ野市総合振興計画基本構想(原案)について(諮問)
このことについて、ふじみ野市総合振興計画審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。
なお、答申は、平成 19 年 2 月上旬までに別紙様式により行ってください。

添付書類
ふじみ野市総合振興計画基本構想(原案)(略)

総 政 第 6 1 号
平成 19 年 3 月 10 日

ふじみ野市総合振興計画審議会
会 長 佐 竹 昭 臣 様

ふじみ野市長 島 田 行 雄

ふじみ野市総合振興計画前期基本計画（原案）について（諮問）
このことについて、ふじみ野市総合振興計画審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見
を求めます。
なお、答申は、平成 19 年 6 月上旬までに別紙様式により行ってください。

添付書類
ふじみ野市総合振興計画前期基本計画（原案）（略）

平成 19 年 6 月 14 日

ふじみ野市長 島 田 行 雄 様

ふじみ野市総合振興計画審議会
会 長 佐 竹 昭 臣

ふじみ野市総合振興計画（原案）について（答申）
平成 18 年 12 月 20 日付けふ総政第 350 号で諮問されたふじみ野市総合振興計画基本構想（原
案）及び平成 19 年 3 月 10 日付けふ総政第 61 号で諮問されたふじみ野市総合振興計画前期基
本計画（原案）について、別紙のとおり答申します。

別紙

答 申

三位一体改革に伴う地方分権が進む中、「自己決定・自己責任」の原則のもと、わが国の地方
行財政をとりまく環境は大きな変革を遂げようとしています。ふじみ野市も、こうした時代の変

革に対応するため、旧上福岡市と旧大井町が合併して誕生しました。合併後のまちづくりを進め
るにあたっては、財政基盤を強化し、より効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、市
民や地域の融和を図っていくことが重要な課題となっています。

全国的には人口減少傾向にある中で、市の将来人口は、今後 10 年間でさらに増えていく推計
となっています。また、全国的な水準と比較すると、本市は子どもの数も多く、平均年齢が若い
都市でもあります。この豊かな人的資源や都心に近接しながらも豊富に残る自然環境など、本市
の特性を最大限に活かして、定住化を促進する魅力あるまちづくりを進めていかなければなりま
せん。

近年は、犯罪、災害、病気や様々な事故などに対する不安から、「安心・安全」を求める市民
の声が多くなっています。本市においても、市民が安心して暮らすことができるよう、公共の場
における危険箇所を発見し改善していくとともに、防犯、防災、医療などの対策を充実・強化し
ていく必要があります。

しかし、上記のような取り組みは、行政だけで担えるものではなく、市民や地域、民間企業な
どとの連携・協力が不可欠です。これからのまちづくりは、市民をはじめとした、多様な主体が
積極的に市政に参加できる環境づくりが大切です。

当審議会においては、このような認識のもと、合併後初めて策定される総合振興計画基本構想
（原案）及び前期基本計画（原案）について、慎重に審議を重ねました。

その結果、基本構想（原案）は、合併に際して策定された新市建設計画を踏襲しており、また、
本構想の将来像である「自信と誇り そして愛着のあるまち ふじみ野」の実現に向けて、「協
働と融和」「安心と愛着」「環境と活力」という基本理念に基づき合併後のまちづくりを進めてい
くことは、大変意義深いことであるといえます。

また、前期基本計画（原案）については、6 つの分野ごとに基本方針を定め、市として実施す
るべき施策の方向性が漏れなく着実に記載されており、かつ、行財政運営の分野が 6 つの施策の
大綱の最初に位置付けられ、協働によるまちづくりの推進の重要性が明記されているなど、今後
ふじみ野市が取り組む姿勢が明確に示されています。

したがって、総合振興計画基本構想（原案）及び前期基本計画（原案）については、概ね
妥当であると判断いたします。

しかしながら、総合振興計画の推進にあたっては、基本構想（原案）に示されている「将来像
を達成するための 10 の視点」に基づき施策を実施していく中で、財政状況が厳しいことを勘案し、
施策の重点化を図り、メリハリのある行政運営を行う必要があると考えます。

なお、当審議会において各委員から出された意見は別記のとおりですので、十分に配慮されま
して、総合振興計画の策定及び推進に努めていただきたいと思います。

以上、2 つの付帯意見を申し添えさせていただき、総合振興計画（原案）に対する答申とさせ
ていただきます。

（別記省略）

4

ふじみ野市総合振興計画策定委員会及び
検討委員会設置要綱

平成 18 年 3 月 31 日
訓令第 18 号

（設置）

第 1 条 ふじみ野市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定業務の推進を図るため、ふじみ野市総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び策定委員会の補助組織として、ふじみ野市総合振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）総合振興計画原案の策定に関すること。
- （2）総合振興計画原案の策定に係る総合調整に関すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、総合振興計画原案の策定に関し必要なこと。

2 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）各部門の現状と課題の整理及び分析を行うこと。
- （2）総合振興計画素案の作成に関すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、総合振興計画素案の作成に関し必要なこと。

（組織）

第 3 条 策定委員会は、別表第 1 に掲げる部局の次長職にある者をもって組織する。ただし、次長職を置かない部局にあつては、筆頭課の課長をもってこれに充てる。

2 検討委員会は、別表第 2 に掲げる課等をもって組織する。

3 検討委員会の委員は、課長、課長補佐又は係長職（これらの相当職を含む。）にある者で、所属長の推薦のあったもののうちから当該区分ごとに 1 人を選出し組織する。

（部会）

第 4 条 検討委員会に、次に掲げる部会を置く。

- （1）第 1 部会 生活環境・産業経済に関する部会
- （2）第 2 部会 健康福祉・教育文化に関する部会
- （3）第 3 部会 行財政・コミュニティに関する部会

2 部会は、検討委員会の目的達成に必要な事項について、調査、研究等を行う。

（策定委員会の委員長等）

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、策定委員会の会議の議長となるとともに、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（検討委員会の委員長等）

第 6 条 検討委員会に委員長 1 人及び副委員長 2 人を置く。

- 2 委員長は、次条で定める部会長の互選によって定める。

- 3 副委員長は、前号で委員長となった者以外の部会長を充てる。
- 4 委員長は、検討委員会の会議の議長となるとともに、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会長等）

第 7 条 部会に部会長及び副部会長 1 人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。
- 3 部会長は、検討委員会の副委員長とともに、検討委員会の委員長を補佐する。
- 4 部会長は、部会の会議の議長となるとともに、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 8 条 策定委員会、検討委員会及び部会（以下「策定委員会等」という。）は、必要に応じそれぞれ委員長及び部会長（第 11 条において「委員長等」という。）が招集する。

- 2 策定委員会及び検討委員会の会議は、それぞれ委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会及び検討委員会の会議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第 9 条 策定委員会等は、特に必要があると認めたときは、委員又は部会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第 10 条 策定委員会等の庶務は、総合政策室において処理する。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長等が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年訓令第 22 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

総合政策部
総務部
市民生活部
健康福祉部
都市政策部
水道部
教育委員会

別表第 2(第 3 条関係)
(平 19 訓令 22 ・ 全改)

第 1 部会 (生活環境 ・ 産業経 済に関する部会)	第 2 部会 (健康福祉 ・ 教育文 化に関する部会)	第 3 部会 (行財政 ・ コミュニ ティに関する部会)
くらし安全課	福祉課	秘書広報課
市民課 (本庁)	高齢福祉課	財政課
環境課	障害福祉課	庶務課
産業振興課	子育て支援課 (本庁)	人事課
広域ごみ処理施設建設準備室	保健センター	管財課
出張所	国保医療課 (本庁)	税務課 (本庁)
都市計画課	市民交流プラザ	収税課
まちづくり整備課	大井総合福祉センター	くらし安全課
建築課	教育委員会総務課	行政管理室
道路課	教育委員会学校教育課	会計課
下水道課	教育委員会生涯学習課	議会事務局
業務課	教育委員会体育課	
施設課	教育委員会学校給食課	
	教育委員会東台小学校建設 準備室	
	教育委員会上福岡図書館	
	教育委員会大井中央公民館	
	教育委員会上福岡歴史民俗 資料館	

5 市民意識調査結果概要

(1) 調査の目的

ふじみ野市の将来を展望したまちづくりの基本となる基本構想及び前期基本計画の策定に
際し、市民の市政に対する意見や思いを把握するものとする。

(2) 調査方法

①調査地域	ふじみ野市全域
②調査対象	市内在住の満 20 歳以上の男女個人 (平成 18 年 1 月 1 日)
③標本数	3,000 人
④抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
⑤配布 ・ 回収方法	郵送配布、郵送回収
⑥実施期間	2006 年 2 月 8 日 ~ 2 月 28 日

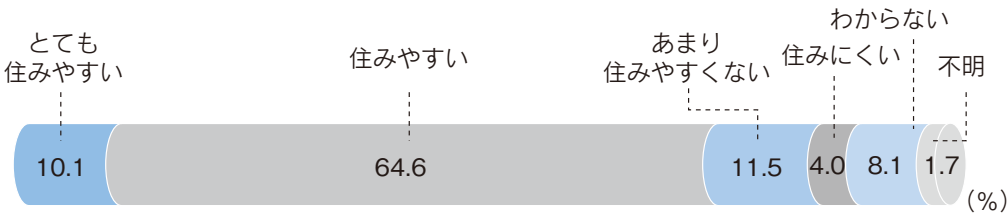
(3) 回収結果

有効回収数 1,232 票 (有効回収率 41.1%)

1 ふじみ野市の住みやすさ

「とても住みやすい」(10.1%) と「住みやすい」(64.6%) を合わせると、回答者の約 4 分の 3 が、
ふじみ野市が住みやすいまちであると考えています。

■ ふじみ野市の住みやすさ



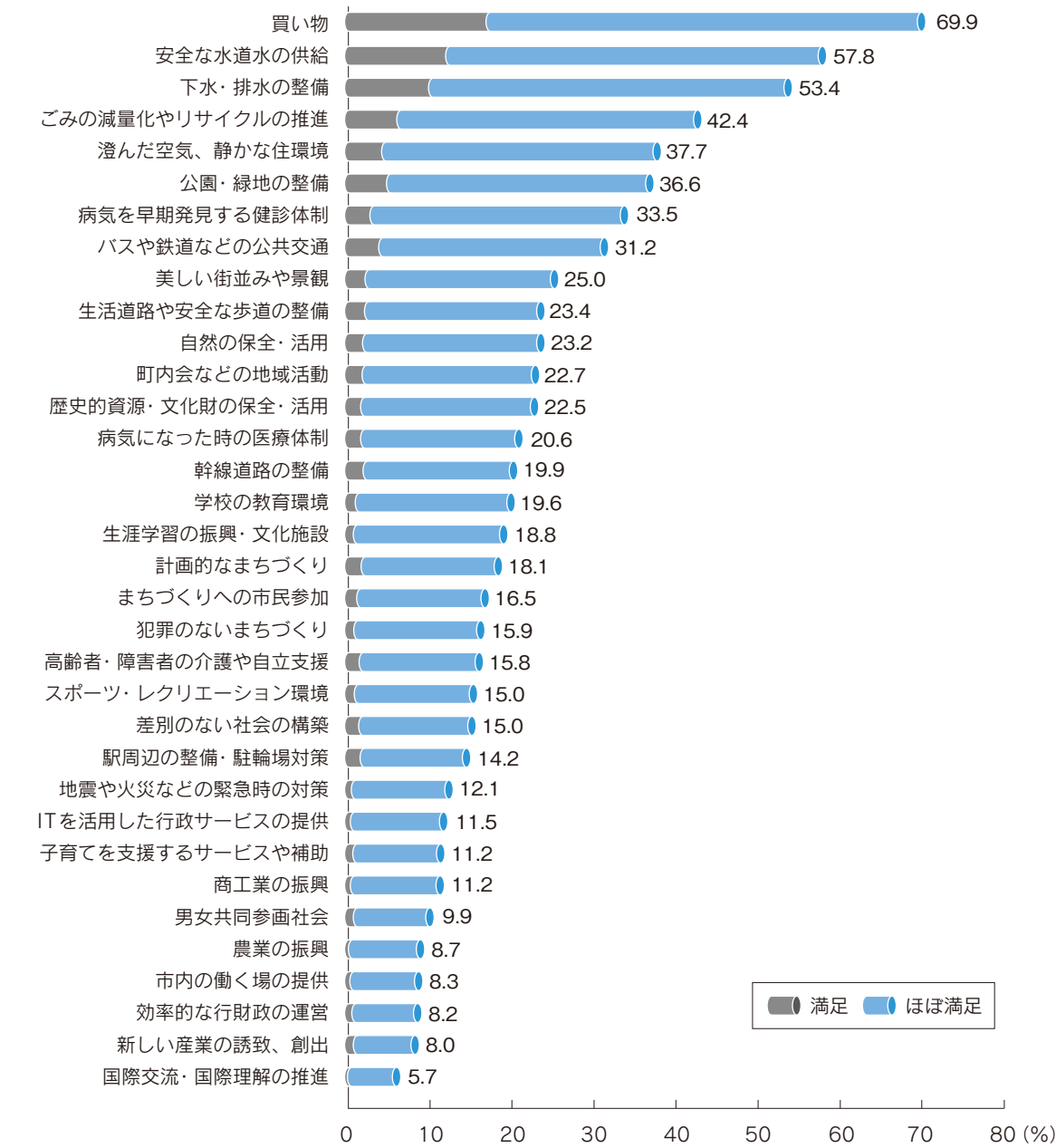
2 施策別満足度・重要度

まちづくりに関する、「健康」「安全」「快適」「利便性」「環境」「教育・文化」「活力」「人権」「市政・参加」の9分野の34項目についてたずねました。

①満足度

「満足」と「ほぼ満足」を合わせた満足割合が高いのは「買い物」(69.9%)で、「安全な水道水の供給」(57.8%)が続いています。一方、満足割合が最も低いのは、「国際交流・国際理解の推進」(5.7%)で、「新しい産業の誘致、創出」(8.0%)、「効率的な行財政の運営」(8.2%)が続いています。

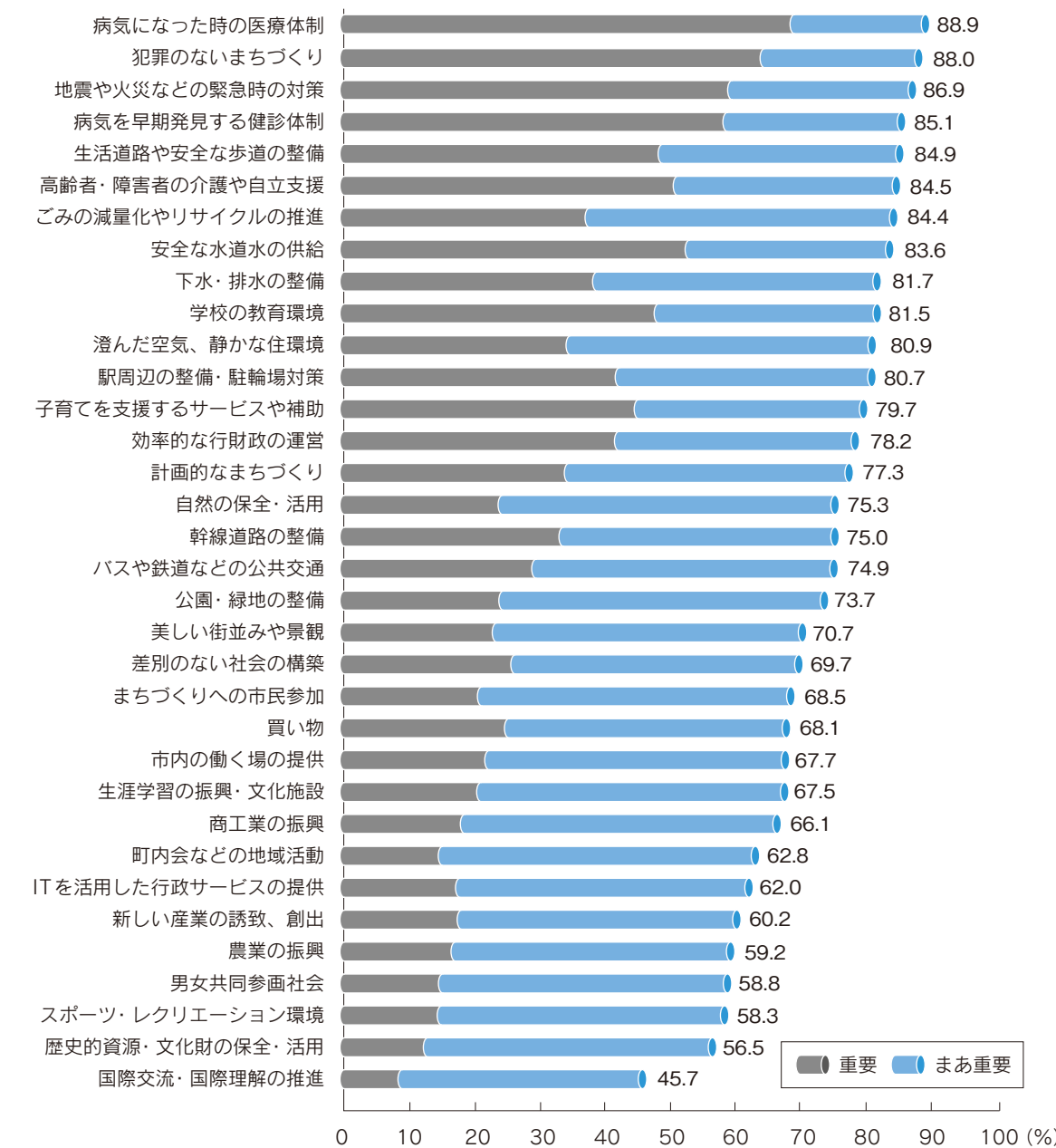
■ 施策別満足度



②重要度

「重要」と「まあ重要」を合わせた重要度の割合が高いのは、「病気になった時の医療体制」(88.9%)で、「犯罪のないまちづくり」(88.0%)、「地震や火災などの緊急時の対策」(86.9%)が続いています。一方、重要度の割合が最も低いのは、「国際交流・国際理解の推進」(45.7%)で、「歴史的資源・文化財の保全・活用」(56.5%)、「スポーツ・レクリエーション環境」(58.3%)が続いています。

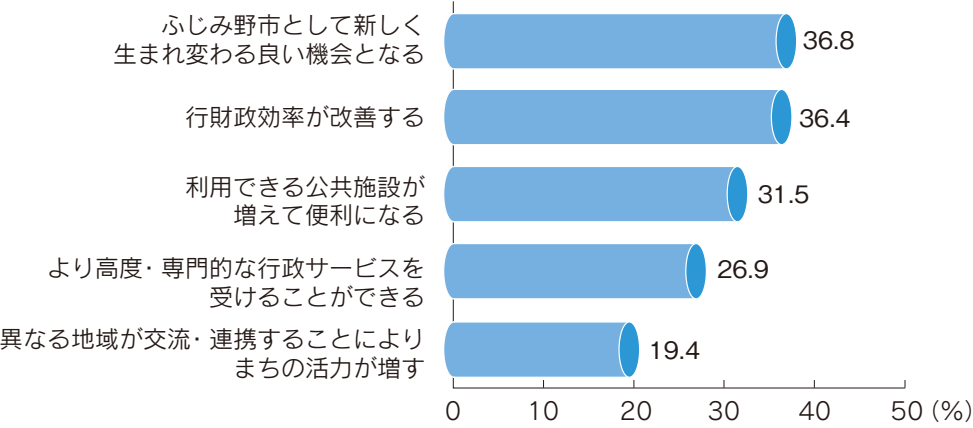
■ 施策別重要度



3 合併して誕生したふじみ野市への期待

合併して新しく誕生したふじみ野市に対して期待することを3つまで選んでもらったところ、「ふじみ野市として新しく生まれ変わる良い機会となる」(36.8%)と「行財政効率改善」(36.4%)がほぼ同割合で、「利用できる公共施設が増えて便利になる」(31.5%)などが続いています。

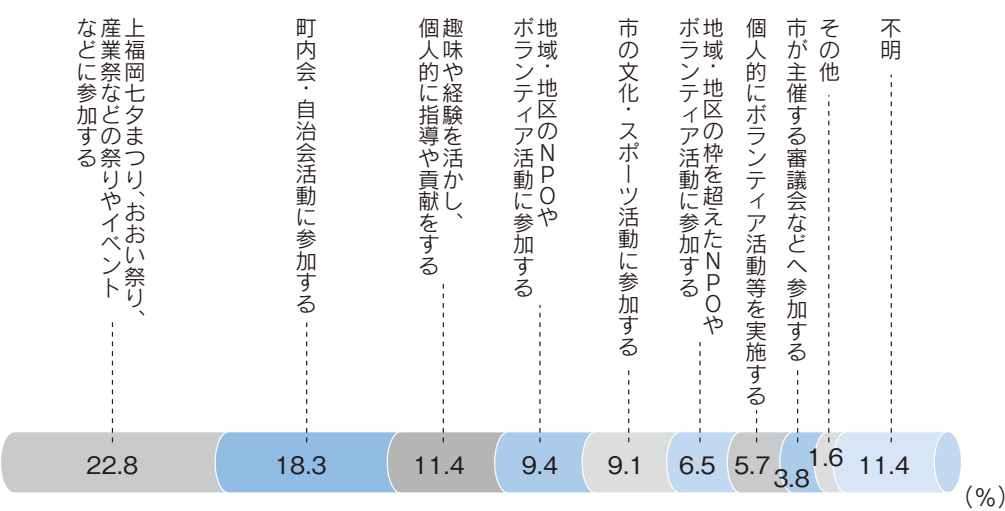
合併して誕生したふじみ野市への期待



4 ふじみ野市民としてよりよいまちづくりのためにできること

ふじみ野市民としてよりよいまちづくりのためにできることを3つまで選んでもらったところ、「祭りやイベントなどに参加する」(22.8%)の割合が一番高く、「町内会・自治会活動に参加する」(18.3%)、「趣味や経験を活かし、個人的に指導や貢献をする」(11.4%)などが続いています。

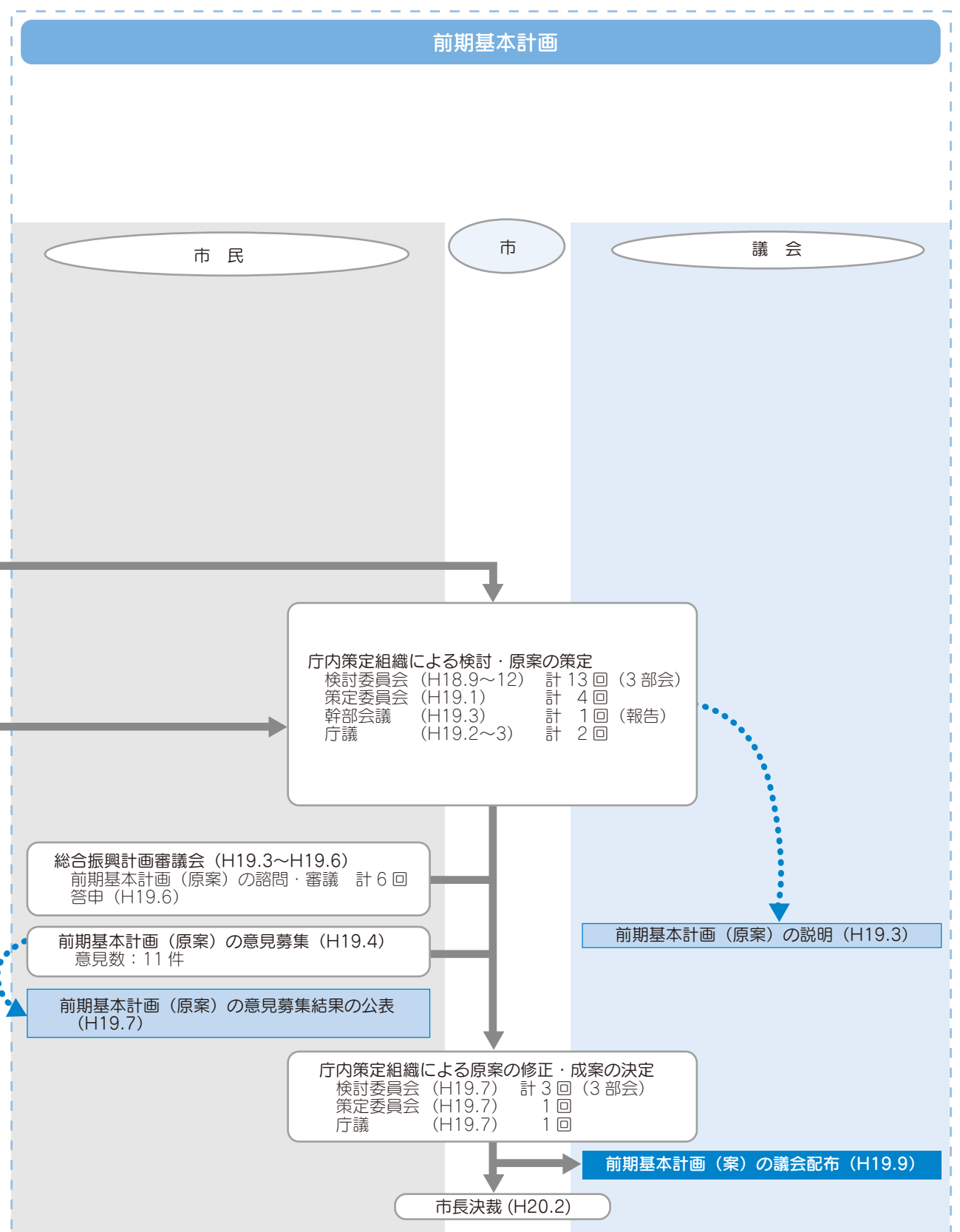
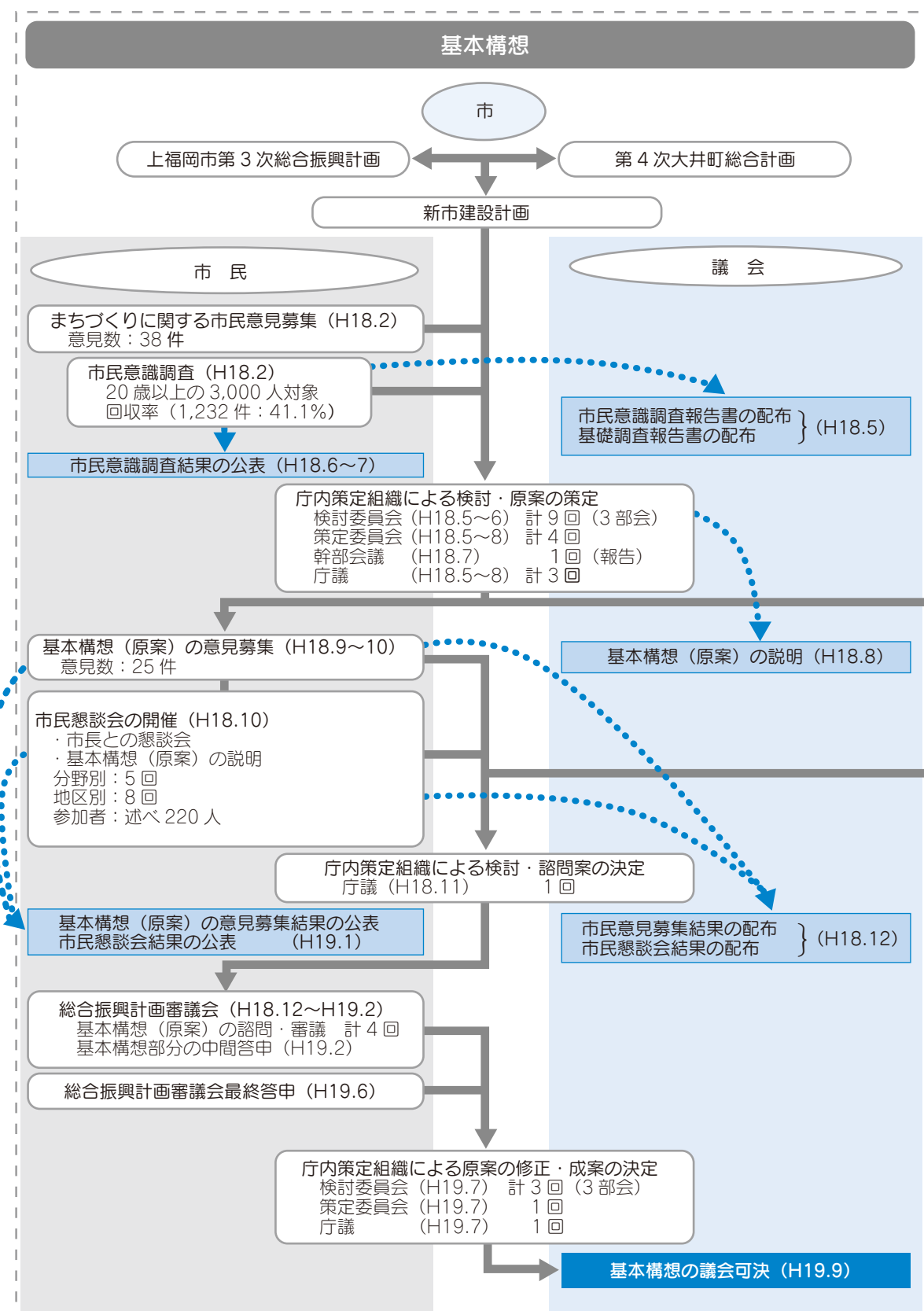
ふじみ野市民としてよりよいまちづくりのためにできること



6 市民懇談会・分野別懇談会の開催結果

	回／分野	期日	場所	参加人数
市民懇談会	第1回	10月7日(土)	福岡中学校	3人
	第2回		大井中学校	3人
	第3回	10月13日(金)	市民交流プラザ	31人
	第4回	10月14日(土)	葦原中学校	12人
	第5回		大井東中学校	11人
	第6回	10月18日(水)	大井総合支所	18人
	第7回	10月21日(土)	花の木中学校	20人
	第8回	10月22日(日)	大井西中学校	11人
分野別懇談会	産業	10月1日(日)	大井総合支所	20人
	教育	10月3日(火)		22人
	健康福祉	10月6日(金)	本庁舎	30人
	自治	10月10日(火)	大井総合支所	24人
	環境	10月11日(水)		15人

7 総合振興計画（基本構想・前期基本計画）策定までの流れ



ふじみ野市総合振興計画

基本構想 / 前期基本計画

平成 20 年 3 月発行

発行 埼玉県ふじみ野市

編集 ふじみ野市総合政策部総合政策室

〒 356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-1

TEL 049-261-2611 (代)

FAX 049-266-6245 (代)

E-mail seisaku@city.fujimino.saitama.jp

URL <http://www.city.fujimino.saitama.jp>